

記 録

令和 4 年 4 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 4 年 4 月 2 8 日 (木)

令和4年4月農業委員会定例総会議事録

令和4年4月農業委員会定例総会を令和4年4月28日（木）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	農地係長	柏田高宏
主任主事	黒木信介	主任主事	井本彩

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

2番 9番

日程第2 議案第30号 農地法第18条による許可申請について

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第36号 非農地証明願いについて

議案第37号 農地のあっせん申出について

議案第38号 農地法第25条の規定による和解仲介案について

報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第18号 農地用途変更届出について

報告第19号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第20号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

報告第21号 事務局職員の異動について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

2 番 印

9 番 印

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

- 議長 | それでは、ただいまから令和 4 年日向市農業委員会 4 月定例総会を開会します。
- 議長 | なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定してください。次に私語を慎んでください。発言をされる際は、自席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますので、よろしくをお願いします。
- 議長 | まず日程第 2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 2 番細川豪邦委員、9 番山本孝志委員を指名します。よろしくをお願いします。
- 議長 | 次に日程第 2、議案審議に入ります。
- 議長 | まず、議案第 30 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」であります。それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | はい、議案第 30 号農地法 18 条の規定による許可申請についてであります。今回全部で 7 件申請が出ております。一括して説明させていただきます。
- 事務局 | 7 件のうち 5 件は中間管理事業の公社と借り人の合意解約になっておりまして、受付番号 40 番以外はその後、耕作者変更を行う予定となっております。
- 事務局 | 残り 2 件につきましても、今回の解約後耕作者変更をして、新しい借り人に権利を設定する予定となっております。以上 7 件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございます。
- 議長 | ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
- 議長 | ないようですので、お諮りします。
- 議長 | 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。
- 議長 | 全員賛成ですので、原案の通りとします。
- 議長 | 次に議案第 31 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
- 議長 | それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 受付番号 13 番、14 番は譲受人が同じ方なので一括して説明します。受付番号 13 番、土地の所在地財光寺、地目は畑、地積 775㎡ほか 1 筆で、畑の合計が 973㎡となっております。14 番が土地の所在地平岩、地目が田、地積が 3,016㎡ほか 1 筆で田の合計が 5,036㎡となっております。
- 事務局 | 13 番は売買による所有権移転、14 番は賃貸借権の設定となっております。今回譲受人の耕作面積が 0 ということになっておりますが、13 番と 14 番の申請をすることによって、合計して 6,009㎡経営されることとなりますので、下限面積は満たしております。
- 事務局 | 14 番については、これまでも譲受人が借りて作られていたということなんですけれども、今回正式に契約するため申請されるものとなっております。
- 事務局 | 許可後は、それぞれ水稻と飼料作を作付するという事で聞いております。

記 録

- 事務局 農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響などはないものと思われま
す。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満
たしていると考えられます。
続きまして、受付番号15番、土地の所在地塩見、地目が畑、地積が2,4
64㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望、権利の種類は、
賃貸借権の設定となっております。
譲受人は、現在595㎡を耕作されておりまして、こちらは昨年4月に新た
に借りられたもので、こちらにハウスを建てられてまして、施設園芸での新規
就農を昨年度されました。今回規模拡大ということで、ハウスが既に建っ
ているこの申請地をお借りして、規模拡大をされるということです。
農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面
積、取得することによる周辺農地への影響などはないものと思われま
す。
また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満
たしていると考えられます。
続きまして、受付番号16番、土地の所在地富高、地目が畑、地積が787
㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望となっております、
売買による所有権移転です。
現在、譲受人は55,437㎡を経営されており、下限面積を満たしていま
す。こちらも農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状
況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響などはないものと思わ
れます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを
満たしていると考えられます。
以上4件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは番号13、および番号14担当の4番委員および28番委員から補
足あれば説明をお願いします。
- 4番委員 4番です。特に問題ありません。
- 28番委員 28番委員。特に問題ありません。
- 議長 はい、ありがとうございます。
次に番号15および番号16担当の7番委員、9番委員および21番委員か
ら補足があれば説明をお願いします。
- 7番委員 7番委員です。問題ありません。
- 9番委員 9番委員です。問題ありません。
- 21番委員 21番委員です。問題ございません。
- 議長 はい、ありがとうございます。
それではただいま説明のありました案件につきまして、他に質疑等はござい
ませんか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので原案の通りとします。 次に議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」であります。 それでは事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号4番、土地の所在地東郷町山陰、地目は田、登記面積は264㎡ほか3筆で田の合計が607㎡、畑が124㎡で、合計731㎡となっております。転用目的は資材置場です。追認とあるとおり、こちら申請人が平成4年ごろに農地法のことを知らずに転用し、それから資材置場として使っていたということで、始末書が提出されております。 雨水の排水は敷地内自然浸透式で行いまして、汚水の排水はありません。 申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地であるため、第2種農地に該当するものと考えられます。 申請地の周囲は、公衆用道路と山林、宅地に囲まれておりまして、周囲に耕作されているような農地もない状況です。 農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はありません。 続きまして受付番号5番、土地の所在地平岩、地目が田、登記面積が1,676㎡です。こちらも転用目的に養蚕室・物置で追認と書いてありますとおり、昭和51年頃に、申請人の亡くなられたご主人が所属していた組合が養蚕室を建てたということで、農地法のことを知らずに組合がやったこととはいえ、申し訳ありませんでしたということで、始末書が出されております。 雨水の排水は敷地内自然浸透で行いまして、こちらも汚水の排水はありません。 申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地であるため第2種農地に該当するものと考えられます。 農地法第4条第1項の基づき規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はありません。 以上2件皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは番号4担当の12番委員および29番委員から補足あれば説明をお願いします。</p>
12番委員	<p>はい12番委員です。 昨日26日にですね、現地調査をいたしました結果、問題ないと思われま す。以上です。</p>
29番委員	<p>29番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは次に番号5担当の8番委員および24番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。問題ありません。</p>
24番委員	<p>24番委員です。問題ありません。</p>

議長	<p>ありがとうございました。 それではただいま説明のありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。 ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案の通りとします。 次に議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。 それでは事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号7番、土地の所在地、美々津町、地目は田、地積は641㎡です。 権利の種類は売買による所有権移転でして、転用目的は駐車場となっております。敷地内は砂利敷きにし、車が30台ほど止められるよう整備することです。雨水は北側の排水溝へ排水し、汚水等の発生はありません。 申請地は周囲の農地の状況から、第1種農地と考えられますが、不許可の例外である集落接続要件に該当します。 農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法第5条第2項の各号には該当いたしません。 受付番号8番、土地の所在地富高、地目は畑、地積は362㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は食堂の建築となっております。 譲渡人と譲受人は夫婦でして、使用貸借権を設定するという事です。 雨水は、南側道路側溝に接続して行い、汚水の排水もグリストラップ及び80人槽の合併浄化槽を設置し、南側道路側溝へ接続して行うとのことです。 申請地は、周辺の農地の状況から、第1種農地と考えられますが、不許可の例外である集落接続要件に該当しております。 農地法第5条第2項の規定による許可申請でございまして、同法第5条第2項各号には該当いたしません。 続きまして受付番号9番、土地の所在地東郷町、地目は畑、地積は499㎡です。権利の種類は、売買による所有権移転で、転用目的は個人住宅の建築となっております。 雨水の排水は北側既存側溝へ接続して行い、汚水の排水は合併浄化槽を設置し、同じく北側既存側溝へ接続して行うとのことです。 南側の農地は、譲受人のお父様の農地であり、東側の農地との境には柵が設置されており、そちらの農地の所有者も、住宅建築には承知しているとのことです。 工事の際などには、お隣の農地に影響がないように気をつけていただくようお願いをしております。申請地は周辺の農地の状況から、第1種農地と考えられますが、こちらも不許可の例外である集落接続要件に該当しております。 農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法第5条第2項各号には該当いたしません。 以上3件皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは番号7担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
17番委員	<p>はい17委員です。</p>

記 録

- 17番委員 別に問題ありません。
- 議長 はい、ありがとうございました。
次に番号8担当の7番委員、9番委員、21番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 7番委員 7番です。
先日26日に担当委員、事務局と現地視察に行ってきたわけですが、隣接する土地が、実家の土地であるということもあり問題ないかと思われま
- 9番委員 9番委員です。
問題ありません。
- 21番委員 21番委員です。
問題ございません。
- 議長 ありがとうございました。
それでは次に番号9担当の12番委員、22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 12番委員 12番委員です。
問題ありません。
- 22番委員 22番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
それではただいま説明のありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございました。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは番号12と13を事務局に説明をお願いします。
- 事務局 まず皆様のお手元の資料の訂正をお願いいたします。番号8番から11番につきましては、皆様に議案書をお送りした後に、取下書が出されておりますので、こちら取下げということ議案から削除をお願いいたします。
それでは番号12から説明させていただきます。
所有権移転をする土地、土地の所在地美々津町、地目は田、地積は940㎡、ほか1筆で、田の合計が1,880㎡です。
所有権移転の時期が令和4年5月2日、対価が100万円、支払いが同じく令和4年5月2日となっております。
権利の種類は売買による所有権移転です。所有権の移転を受ける者は13,591㎡を経営されている専業農家です。
経営基盤強化促進法での所有権移転は認定農業者を中心に申請を受けているところですが、こちらの所有権の移転を受ける者は、先月の議案で斡旋譲り受

記 録

事務局	<p>けの名簿に登録をされておりますので、この基盤強化促進法での所有権移転の手続きを行えるということになっております。</p> <p>家族数は2名、稼働力は2名となっております。</p> <p>続きまして番号13。所有権を移転する土地、土地の所在地美々津町、地目は田、地積は168㎡です。</p> <p>所有権移転の内容は、所有権移転の時期が令和4年5月2日、対価が10万円、支払いも同じく令和4年5月2日となっております。</p> <p>こちら権利の種類は売買による所有権移転となっております。</p> <p>所有権の移転を受ける者は、現在11,700㎡を経営されており、主に畜産業を営む認定農業者で、家族数は2名、稼働力は2名となっております。</p> <p>番号12,13ともに、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請でして、同法第18条第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>以上2件皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは17番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
17番委員	<p>はい17番委員です。</p> <p>別に問題はありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただいま説明のありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですのでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案の通りとします。</p> <p>次に議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。</p> <p>それでは事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>一括してご説明させていただきます。</p> <p>今回10件申請が上がっているんですけども、塩見、財光寺、富高地区については、このあとすべて9件とも同じ法人に配分をされまして、最後の28番だけ、別の法人に配分されるということになっております。田が16筆で14,881㎡、畑が7筆で6,023㎡。合計20,904㎡となっております。</p> <p>以上10件皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですのでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>

記 録

議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので原案の通りとします。 次に議案第36号「非農地証明願いについて」であります。 それでは事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号8番、土地の所在地美々津町、登記地目、畑、現況地目、宅地、登記面積125㎡ほか1筆で畑の合計が333㎡となっております。 こちら証明内容にあります通り、農地法施行以前から農地以外の土地であるということで、申請人にお話をお伺いしましたところ、戦前から神社の社務所が建っていたということで申請が出されたものです。 先日、担当の委員さんと現地調査に行きまして、間違いなく戦前ごろから、宅地だったであろうということで確認をしました。 受付番号9番と10番は近地で関連があるんですけれども、現況地目山林となっているんですけれども、全て原野ということで修正をお願いします。 9番、土地の所在地富高、登記地目が畑、現況地目が原野、登記面積が39㎡ほか1筆で合計954㎡。 受付番号10番、土地の所在地富高、登記地目が田、現況地目が原野、登記面積が595㎡となっております。 こちら9番10番、両方とも農振農用地区域に入っているんですけれども、もう長年耕作がされていない状態で、とても農地に戻すのは困難ということで先日現地調査をしまして確認をしてきたところです。 こちら非農地が証明された後には、申請人から農振除外の手続きをしていただくということになっております。 続きまして、受付番号11番、土地の所在地、平岩、登記地目田、現況地目山林、登記面積2,854㎡です。 こちら先日も担当委員さんと現地調査に行きまして、証明内容にあります通り、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地ということでこの申請地に行くのにも、かがんで行かないといけないような困難な道のりの先にありまして、なかなか農地に戻すことは困難だと思われまして。こちらです、農振農用地区域にずっと指定をされている場所になりますので、非農地ということが証明された後には、申請人から、農振農用地除外の手続きをしていただく予定となっております。 以上4件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは番号8担当の13番委員および23番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
13番委員	<p>13番。現地確認をしてですね、戦前より建物が建っているという写真も確認したところであります。問題ありません。</p>
23番委員	<p>23番です。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に番号9および番号10担当の7番委員、9番委員および21番から補足があれば説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>7番委員です。ここも先日26日に現地確認して、とても元には戻せないということで問題ないと思われまして。</p>

記 録

- 9 番委員 9 番委員です。問題ありません。
- 2 1 番委員 2 1 番委員です。問題ございません。
- 議長 ありがとうございます。
次に番号 1 1 担当の 8 番委員および 2 4 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8 番委員 8 番委員です。2 6 日に現地確認調査を行いまして、問題ありません。
- 2 4 番委員 2 4 番員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明のありました案件につきまして他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案の通りとします。
次に議案第 3 7 号「農地のあっせん申出について」であります。
それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号 1 1 番、土地の所在平岩、地目は田、地積は 1, 0 1 5 m²です。所有者と申出人には同じ方で、現在果樹が植わっておりまして、申出の理由としては貸したいということで、申請をされております。
以上皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは先ほど農地部会が行われておりますので、農地部会長より報告をお願いいたします。
- 農地部会長 はい、報告いたします。
総会前に農地部会を開催し、あっせん委員の選考を行ったところであります。
あっせん委員として、4 番治田健委員、2 4 番児玉恭司委員を選考したところであります。
よろしく申し上げます。
- 議長 はいありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質疑等はございませんでしょうか。
- 4 番委員 4 番委員です。
この話ちょっと水回りのことで相談がありまして、ちょっとできないということで。児玉委員のところに話がいつているということ。
- 2 4 番委員 2 4 番です。
今、4 番委員が言われましたけど、今日あっせん委員が決まるということ。

- 24番委員 したので、その時に決まった方と私自身、申出人から相談受けてましたので、正式にあっせん委員の方と相談すればいいのかなと考えて、先ほどのときに質問しませんでした。すみませんでした。
私も面識のある方に一応お願いしまして、今まだ内諾というか、そこあたりまでのところではないのですが。今日あっせん委員の方が決まりましたら、その方と一緒に訪問していろいろ条件等をですね、申出人からは電話の先で話は聞いてはいるんですけども相手が相手といえますか作物が果樹園でありますので、管理とか、そういうところの条件等々も詳しく聞いてから相談したいなと思って、まだ私自身、先ほど言いましたように、発言を控えさせていただいたところであります。
- 議長 24番委員ありがとうございました。
4番委員、以上の意見ですけど、よろしいでしょうか。
- 4番委員 大丈夫です。
- 議長 それでは、皆さんにお諮りいたします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございました。
全員賛成ですので、原案の通りといたします。
次に、議案第38号「農地法第25条の規定による和解仲介案について」であります。
それでは、8番委員にこれまでの経路報告をお願いいたします。
- 8番委員 8番委員です。
現在までの和解の仲介についてですね、ご報告を申し上げます。
本年1月の定例会におきまして仲介に選出されました2番委員、13番委員より会の互選によりまして、仲介委員会の委員長となりました。私の方からこの件につきまして報告をさせていただきます。
提案議案の説明に入る前に経緯について報告をいたします。
2月28日の定例総会におきまして、中間報告をいたしました。改めて報告をいたします。
2月2日に事務局で2番委員、13番委員とともに、現地調査の後、申立人と相手方から意見を聞くことと、日程を確認しました。
現地調査を2月8日に行い、意見聴取の日程を金ヶ浜公民館で確認をしたところあります。
2月18日に金ヶ浜公民館で仲介委員および事務局員で、申立人および相手方双方から別々に意見を聴取しました。
3月3日に事務局で和解案の検討を行いました。
3月9日に市役所202会議室において譲歩の余地があるか探りましたが、双方とも境界は正当なものだと主張を崩しませんでした。
その後協議を行い、客観的に境界を示す証拠がないこと、その他の理由によりまして、本日提案する境界を法下とするという仲介案をまとめました。
今後は境界の取決めについてGPSを用いた科学的かつ客観的なものを導入する必要があると感じております。
また、権利の移動の際には、当該農地の隣接者と境界の確認などを行い、かかる紛争に発展しないよう取り組む必要もあると思います。

記 録

8番委員	以上報告を終わります。
議長	はい、ありがとうございました。
	それではここで一旦休憩いたします。
	(休憩)
	それでは、再開をいたします。
	和解仲介案につきまして賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	ありがとうございました。
	全員賛成ですので、原案の通りいたします。
	以上をもちまして議案の審議を終了いたします。
	続きまして報告17号から報告25について、事務局長から報告をお願いします。
事務局長	それでは、日向市農業委員会事務局規定による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。
	まず、報告第17号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。議案書では42ページです。
	届出の件数は7件、土地は田3筆、畑10筆で、面積は1,749㎡であります。転用の目的につきましては、住宅および資材置場であります。
	次に、報告第18号「農地用途変更届について」であります。議案書では47ページです。届出の件数は1件。畑堆肥舎を建設するという内容であります。
	次に報告第19号「農地中間管理事業に伴う配分計画について」であります。議案書では49ページです。日向市農業畜産課から提供された情報であります。14件、田が22筆20,187㎡、畑が7筆6,023㎡の農地配分が行われております。詳細につきましては、報告第19号別紙をご覧ください。
	次に報告第20号「農地転用許可申請後の許可状況報告について」であります。議案書では51ページです。
	2月の定例総会にて可決した5条申請2件が県知事許可されています。
	最後に報告第21号「事務局職員の異動について」報告いたします。
	これは臨時総会での議決に基づいて報告をするものでございます。以上こちらの記載されている通りでございます。紹介につきましては先月のこの場で紹介させていただきましたので割愛させていただきます。
	以上ご報告申し上げます。
議長	ありがとうございました。
	ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。
	ご意見、ご質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。本日はご協力ありがとうございました。